

令和 7 年 12 月 3 日
大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局建設振興課

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」が始まります！

～12 月 12 日から自主宣言を行う企業の申請受付を開始します！～

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」（以下「自主宣言」という。）（※）の申請受付を本年 12 月 12 日（金）から開始します。

※自主宣言：建設技能者の処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、技能者から発注者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で適切に評価される制度

1. 自主宣言制度について

建設技能者の処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、技能者から発注者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で適切に評価され、ひいては受注機会が確保され、就業者に選ばれることで、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としています。

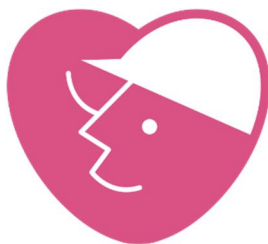
本運動にご参画いただける事業者は、令和 7 年 12 月 12 日（金）以降に下記ポータルサイトより申請が可能となりますので、ぜひ積極的な申請をよろしくお願いします。

【申請ポータルサイト】：<https://jishusengen.mlit.go.jp>

2. シンボルマーク及び愛称

宣言を行った企業等はシンボルマーク及び愛称を自社HP等で使用することができ、当該取組をPRすることが出来ます。

【シンボルマーク】



【愛称】

職人いきいき宣言

（注）シンボルマークと愛称を別々に使用することも併せて使用することも可能です。使用する際は、添付のデザインガイドラインの内容を順守してください。

（参考）シンボルマーク公募時のプレスリリース

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00299.html

【問合せ先】

不動産・建設経済局建設振興課 鬼丸、井上
代表：03-5253-8111（内線：24856、24854） 直通：03-5253-8283

